

議案第 10 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年亀山市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」を「保証人及び利率」に改め、同条中「その利率を」を削り、「年3パーセント」を「、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、

なお従前の例による。